

5 会廃審 第 3 号
令和 5 年 11 月 14 日

会津若松市長 室井 照平 様

会津若松市廃棄物処理運営審議会
会 長 平澤 賢一



プラスチック製品の分別収集に伴う一般廃棄物処理基本計画の追補について（答申）

令和 5 年 11 月 7 日付け 5 廃第 8 4 4 号で諮問のありました標記の件について、会津若松市廃棄物処理運営審議会条例第 2 条の規定に基づき慎重に審議を行った結果、別紙のとおり結論を得たので答申します。

答 申

近年の海洋プラスチック問題、気候変動問題などへの対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっており、令和4年4月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されたところであります。

同法においては、市町村に対して、これまでのプラスチック製容器包装に加えて、プラスチック製品についても再資源化の努力義務が課されたところであり、令和6年4月から本市においてもプラスチック製品の分別収集を開始することは、時宜を得た取組であると考えます。

このような認識の下、当審議会において慎重に審議を行った結果、プラスチック製品の分別収集に伴う会津若松市一般廃棄物処理基本計画（改訂版）の追補案については、適切であると判断いたします。

[附帯意見]

当審議会において、以下の意見も出されており、これらも参考に取り組を検討されたい。

- 分別収集の開始にあたっては、市民の理解と協力が得られるよう、十分な周知を行うこと。また周知にあたっては、対象品目の例示のほか、プラスチック製容器包装も含めたプラスチックの正しい分別方法を紹介するなど、丁寧でわかりやすい説明に努めること。

会津若松市廃棄物処理運営審議会委員

会 長	平 澤	賢 一
副会長	渡 辺	直 人
委 員	芦 澤	雅 子
委 員	坂 内	孝 浩
委 員	大 塩	真 理
委 員	新 山	敦 司
委 員	白 井	彌 榮子
委 員	小 山	ノリ子
委 員	沼 田	大 輔
委 員	佐 藤	俊 弥